

報告第11号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和6年11月26日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 39,800円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●● ●●

令和6年11月8日 専決処分

説 明

令和6年10月28日午前11時頃、芽室中学校教員住宅（芽室町東4条南1丁目6番地3）敷地内の草刈作業中、住宅の窓ガラスに飛び石が接触し、破損させたものであります。

位置図



事故発生状況

